

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。 ・避難行動に要するダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。	現状と課題						・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている。(水道局、建設局) ・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)	【区市町村】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画)に基づく関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局	
		今後の具体的な取組						・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局) ・避難行動に要するダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。(水道局、交通局)		
		R4年度						・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局) ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)		
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有	・ハザードマップで内水氾濫時の水害時避難場所を公表している。 ・「外水氾濫が想定されるときは、浸水区域外への広域避難を原則とする。 ・広域避難が難しい場合は、区内の水害時避難場所等へ避難する。 ・広域避難の際に具体的な収容施設が指定できていない。 ・避難経路、避難方法が定まっていない。	現状と課題	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・広域避難の際に具体的な収容施設を確保できていない。	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。	・特別区においては「特別区災害時相互協定及び相互支援に関する協定」を交わしている。 ・浸水域外への広域避難を原則とする。 ・危険が逼迫し広域避難が困難となった場合は待避施設、地域防災拠点へ避難する。(区内：大島小松川公園、葛西南部地区、区外：国府台) ・自区内の屋内施設に収容しきれない。 ・広域避難の際に具体的な収容施設が指定できていない。 ・避難経路、避難方法が定まっていない。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局	
		今後の具体的な取組	・引き続き、ハザードマップで水害時避難場所を周知する。 ・引き続き、江東5区広域避難推進協議会において、広域避難の実現に向けて検討を行っている。	・避難場所等の情報共有など隣接区等と連携を図っていく。	・住民が確実に避難できる経路を検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区、隣接県等と連携を図っていく。		・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村の内水ハザードマップの基となる、区市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)		
		R4年度	・都管理河川においては氾濫の想定はないが、荒川の氾濫を想定し、引き続き、江東5区広域避難推進協議会及び首都圏における大規模水害広域避難検討会において、広域避難の実現に向けて検討を行った。	・江東5区広域避難推進協議会において、広域避難情報における警戒レベルとの対応についてや広域避難先の確保・運営方法についてなどを協議している。	・避難場所等の情報を隣接区市町村と共有し、連絡体制の構築を図った。	・避難場所等の情報共有など隣接区、隣接県等と連携を図っている。		・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図等を基に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・区市町村の内水ハザードマップの基となる、区市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風水害時の広域避難等を円滑に実施するために、平時から各機関の関係を深め、必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)		
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑦要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認	区内の都管理河川において洪水が想定されている河川はないが、荒川の浸水想定区域内において、避難確保計画の作成について確認が必要な状況である。 ・洪水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していく必要がある。 ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設や地下街等において、避難確保・浸水防止計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。	現状と課題	・洪水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。	・要配慮者利用施設の施設類型ごとに、留意するべきことを記載した避難確保計画の雛形を作成する。 ・避難確保計画の作成や避難訓練の実施に向けた説明会を実施する。	・避難確保計画を作成すべき要配慮者利用施設が整理されていない。 ・地域防災計画に定められた地下街等については避難確保、浸水防止計画が作成されている。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化スポーツ局) ・東京都豪雨対策基本方針に基づく、都民や企業の自助を促進する対象として、各施設管理者と行政が協働して計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置、大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局) ・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局) ・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(下水道局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化スポーツ局	
		今後の具体的な取組	・避難確保計画の作成が必要な要配慮施設について、その作成や避難訓練の実施状況を確認していく。	・洪水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。	・要配慮者利用施設の施設類型ごとに、留意するべきことを記載した避難確保計画の雛形を作成する。 ・避難確保計画の作成に当たり、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が参考いただけるひな形を作成する。	・令和3年度地域防災計画に定められた要配慮者利用施設(1119施設(事業休止に伴い施設数減少))に対して、作成率100%に向け、作成・実施率100%に向け推進していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。 ・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行うとともに、私学が行う実地指導等において訓練の実施状況の確認を行う。(生活文化スポーツ局) ・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。(都市整備局) ・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(下水道局) ・引き続き、区市町村の内水ハザードマップの基となる、区市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区市町村と協働して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁)	
		R4年度	・洪水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認していく。 ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保計画・訓練に対する助言、勧告を行った。令和4年3月に改定した「墨田区水害ハザードマップ」に掲載の高潮想定に対応する内容への修正を依頼した。(対応率 52%) ・訓練実施後の区への報告の義務について、今後施設へ通知する。	・地域防災計画に定める要配慮者利用施設を改めて精査し、記載する施設を134施設から700施設程度に拡大した。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認している。	・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。	・令和3年度地域防災計画に定められた要配慮者利用施設(1119施設(事業休止に伴い施設数減少))に対して、作成率100%に向け、作成・実施率100%に向け推進していく。	・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認し、必要に応じ、取組内容を共有するなどの支援を行った。また、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率が低く、未作成の施設数が多い5区市を対象に、現状の課題について個別のヒアリングを実施し、作成率が高い2区の独自の工夫事例について共有を図り、国交省水管理・国土保全局にも適宜情報共有し、必要な支援を求めた。(建設局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局) ・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を計24回、幹事を1回開催した。(都市整備局) ・出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、7地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、渋谷地区の訓練では、状況を実際の有事に近づけ、実働訓練の実効性を高めるため、利用者としての役だけを与え訓練シナリオを与えない参加者を用意して行った。(都市整備局) ・避難経路の精査については、池袋、新橋の2地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局) ・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局) ・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。(教育庁)			
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項										
⑧平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	東京都管理河川を対象とした取組内容	現状と課題						想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成する必要がある(建設局、下水道局)。	【東京都】 建設局、下水道局、港湾局 【区市町村】 【市町村のみが対象(下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)	
		R4年度								

<p>⑧想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有</p>	<p>・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有 ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を基に、浸水想定区域図を指定(水防法第14条) ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し</p>	<p>今後の具体的な取組</p>							<p>・引続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域図の指定について検討していく。(建設局、下水道局) ・引続き、市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を改定していく。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく(建設局、下水道局)。</p>	
<p>⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知</p>	<p>・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。</p>	<p>今後の具体的な取組</p>	<p>・区内の都管理河川においては洪水による浸水予想区域外である。 ・内水による浸水予想区域図は、荒川の浸水想定区域図とあわせてハザードマップを作成している。 ・作成時の全戸配付、区役所及び出張所窓口での随時配布、区ホームページでの公表により周知している。 ・ハザードマップ(荒川浸水想定区域図、隅田川及び新河岸川浸水予想区域図、江東内部河川浸水予想区域図)の主な掲載項目は次のとおり(避難施設、洪水予報等の伝達方法、避難勧告に関すること、水害に備えた心構え、水害時危険箇所等)</p>	<p>・江東内部河川については、氾濫による浸水被害は想定されていない(東京都建設局の浸水予想区域図より) ・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成している。なお、区役所と出張所、図書館で配架と、区ホームページで公表周知している。 ・東京都が公表している高潮浸水想定区域図を基に、高潮ハザードマップを作成している。なお、作成時には全戸配布を行い、転入者には随時配布して、区役所と出張所、図書館では配架を行っている。また、区ホームページで公表し、周知している。</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 ・転入者には、全戸配布をした。 ・作成時には、全戸配布をした。 ・出前講座や防災訓練時に配布している。</p>	<p>・ハザードマップはHPで公開しており周知している。 ・洪水や高潮の浸水想定区域図の公表に伴い、内水も含めた水害ハザードマップを見直すこととしている。 ・住民が理解しやすく、確実な避難へつなげる表現方法を検討する必要がある。</p>			<p>・雨水出水浸水想定区域図を順次作成(下水道局) ・市町村が策定する雨水出水浸水想定区域図を技術支援する(下水道局) ・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っていく。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図の作成に着手した(建設局、下水道局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局</p>
<p>項目</p>	<p>東京都管理河川を対象とした取組内容</p>	<p>墨田区</p>	<p>江東区</p>	<p>葛飾区</p>	<p>江戸川区</p>	<p>気象庁東京管区気象台</p>	<p>関東地方整備局</p>	<p>東京都</p>	<p>取組機関</p>	
<p>⑩「まるごとまちごとハザードマップ」の促進</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組みは行っていないが、他区市町村の取組み事例を参考に必要性等を検討している。</p>	<p>今後の具体的な取組</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組(準取組)として、昭和34年から設置している水準標により、本区の地理的特性を普及啓発している。 ・「まるごとまちごとハザードマップ」実施に向け、他区市町村の取組事例を参考に具体的な設置場所と設置方法を検討する。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」実施の手引き等を参考に取組を検討している。 ・昭和34年から設置している水準標により、本区の地理的特性を普及啓発している。 ・「まるごとまちごとハザードマップ」実施に向け、具体的な設置場所と設置方法、並びに設置後の活用法について関係機関と検討する。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、公共施設・防炎行政無縁塔・堤防法面・河川水位表示塔を中心に看板を設置している。 ・「まるごとまちごとハザードマップ」実施の手引き等を参考に取組を検討している。 ・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく必要がある。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、公共施設・防炎行政無縁塔・堤防法面・河川水位表示塔を中心に看板を設置している。 ・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく必要がある。</p>			<p>・国からの「まるごとまちごとハザードマップ」実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局</p>
<p>⑪浸水実績等の周知</p>	<p>・「浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。」</p>	<p>今後の具体的な取組</p>	<p>・「浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。」</p>	<p>・「浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。」</p>	<p>・「浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。」</p>	<p>・「浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。」</p>	<p>・「浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。」</p>	<p>・「浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。」</p>	<p>・「浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。」</p>	<p>【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局</p>
<p>項目</p>	<p>東京都管理河川を対象とした取組内容</p>	<p>墨田区</p>	<p>江東区</p>	<p>葛飾区</p>	<p>江戸川区</p>	<p>気象庁東京管区気象台</p>	<p>関東地方整備局</p>	<p>東京都</p>	<p>取組機関</p>	
<p>A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。</p>	<p>・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。 ・「住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。」 ・イベントや防災講話の際に「東京マイタイムライン」を配布し、周知を行った。 ・「区民向けの防災講話や町会の拠点会議等の場を通じ、墨田区水害ハザードマップの説明や資料配布を実施し、啓発を行った(当該ハザードマップにマイタイムラインを記入できる項がある)</p>	<p>今後の具体的な取組</p>	<p>・自助の取組を促すために、東京都マイタイムラインの冊子を窓口にて配布している。 ・「住民一人ひとりの自助を支援する取組を検討していく。」 ・「住民一人ひとりの自助を支援する取組を検討していく。」 ・自助の取組を促すために、東京都マイタイムラインの冊子を窓口にて配布した。</p>	<p>・「災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。」 ・「引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。」 ・「災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。」</p>	<p>・「災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。」 ・「引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。」 ・「災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。」</p>	<p>・「水害ハザードマップ説明会を継続して実施し、多くの方に周知していく。」 ・「ハザードマップに同梱した[わが家の広域避難計画]を家族で検討するように説明会を通じて促している。」 ・「ハザードマップに同梱した[わが家の広域避難計画]を家族で検討するように防災講演会等を通じて促している。」</p>	<p>・「ホームページや住民向けの防災講演会において、区内における水害の歴史を紹介している。」 ・「引き続き、ホームページや住民向けの防災講演会において、区内における水害の歴史を紹介していく。」</p>	<p>・「ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防情報の発信を実施している。」 ・「今後は、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの構築に取り組む。(建設局)</p>	<p>・「ホームページで過去の浸水実績を公表している。(建設局) ・「より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)」 ・「他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)」 ・「ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防情報の発信を実施している。」 ・「今後は、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの構築に取り組む。(建設局)」</p>	<p>【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 総務局</p>
<p>項目</p>	<p>東京都管理河川を対象とした取組内容</p>	<p>墨田区</p>	<p>江東区</p>	<p>葛飾区</p>	<p>江戸川区</p>	<p>気象庁東京管区気象台</p>	<p>関東地方整備局</p>	<p>東京都</p>	<p>取組機関</p>	

①自動・共助の仕組みの強化	B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	今後の組織的な取組	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させ方策を検討していく。	・引き続き、名簿の更新、避難行動支援プランや個別計画策定について、取組を進めていく。 ・要配慮者利用施設からの依頼に基づき、江戸川区水害ハザードマップの説明会を随時実施して、水害リスクの周知を行う。			・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)		
		R4年度	・避難行動要支援者の個別支援計画の作成を促進するため、モデル地区を選定して取り組みを行った。 ・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。	・防災士の資格取得の助成を行っている。 ・助成を受けて防災士資格を取得された者を対象に、防災研修を実施した。	・引き続き、名簿の更新、避難行動支援者の見直しや個別避難計画策定について、福祉部及び健康部と連携し取組を進めていく。 ・福祉避難所となる施設及びケアマネージャー等福祉専門職と連携し、水害リスクの周知と取るべき避難行動について啓発を行う。			区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施していく。(福祉保健局)		
		現状と課題	・墨田区防災士育成事業)を実施し、防災士資格の取得支援を行っている。	・避難所毎に行う連絡会や、町会等が行う防災訓練、講話等を通して、水害についての普及啓発活動を行っている。	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・町会、自治会へハザードマップ説明会を実施し江戸川区の水害リスクを周知している。				・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局
		今後の組織的な取組	・防災士資格取得者による協議会(墨田区防災士ネットワーク協議会)にて、災害対策の見識を深める取組を行い、地域の防災訓練等へ派遣する。	・引き続き、防災訓練、講話等で普及啓発活動を実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・地域力防災力向上に向けハザードマップ説明会時に共助の必要性を説明して行く。				・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する(総務局)	
②住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。	現状と課題	・区内の都管理河川において洪水が想定されている河川はないが、関係機関が連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの区民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	水防訓練の中で、関係機関が連携した訓練を実施している。	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・区内の一部の町会で地震を想定した住民の避難訓練を実施している。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているが少数となっている。		・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
		今後の組織的な取組	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの区民が参加できる訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について検討していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)		
		R4年度	・総合防災訓練として、避難所開設訓練を行い、避難者役として町会・住民参加型の訓練を実施した。 ・上記の避難所訓練を広報で区民に周知した。	・各関係機関と連携し、住民が参加する訓練内容について引き続き検討を進めていく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について引き続き検討していく。	・6月25日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報について講話を行った。 ・9月3日東京都・品川区合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月9日東京都・神津島村合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月12日杉並区総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。			・多摩川沿川の5自治体と連携し、大規模風水害を対象とした園上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局)	
		項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
③防災教育の充実	防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。	現状と課題	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・副読本や立体地形図により、区の地理的特徴と水害に弱い地域であることを学習している。	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・総合学習の中で風水害に係る防災教育を実施している。 ・大規模水害について、区内全小中学校の在学中(3~6年生のいずれか)の児童を対象に防災学習を実施している。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム(経験したことのない大雨 その時どうする?)を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。		・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 教育庁、生活文化スポーツ局、総務局	
		今後の組織的な取組	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の充実を検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・小中学校の総合学習の中で防災教育を継続していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。		・防災教育に関する通知等の周知とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)		
		R4年度	・小学校からの要望により、授業にて水害に関する講話を実施した。 ・区の防災センター見学に来た小学生に対して、区の防災施設や事業に関して説明を行った。 ・すみだ防災ガイド(中学生用)を令和2年度に改訂し、区内の中学1年生を対象に配布した。	・防災教育の充実のための取り組みを検討している。 ・防災教育の一端として主催の防災訓練に小中学生に参加してもらった。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・大規模水害について、区内全小中学校の在学中(3~6年生のいずれか)の児童を対象に防災学習を実施している。	・11月15日荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神谷中学校での防災教育にブースを出展した。			・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの出前講座及び、VR体験を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化スポーツ局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(総務局・教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を配付し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資力・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)	
		項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項										
④水位計、河川監視用カメラ等の整備	東京都管理河川を対象とした取組内容	現状と課題	・東京都が隅田川に水位計を設置しているため、これらの水位を必要に応じて確認している。	・東京都が設置する水位計や河川監視用カメラ等を確認している。 ・一部の河川において、区独自に水位計を設置し監視している。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。				
		今後の組織的な取組	・引き続き、既に設置されている水位計を活用していく。	・引き続き、既に設置されている水位計を活用していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視用カメラの設置について検討していく。				
		R4年度	・特になし	・特になし	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・国や東京都へ河川監視カメラの設置を要望し、設置され次第活用していく。 ・令和2年度に設置した4箇所の河川カメラ画像を、防災情報システムへ連携する。				
		項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都

2)的確な水防活動のための取組 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項										
⑤水防上注意を要する箇所、水防資機材の整備等	東京都管理河川を対象とした取組内容	現状と課題	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加している。 ・水防倉庫に土のう、スコップ等の資器材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資器材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資器材を配備している。	・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資器材を配備している。				
		今後の組織的な取組	・引き続き、出水期前に建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前後の水防上注意を要する箇所の巡回点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の点検を実施していく。				
		R4年度	・引き続き、出水期前に建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前後の水防上注意を要する箇所の巡回点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の点検を実施していく。				
		項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
		R4年度 ・出水期前に、河川管理者から送付された資料をもとに、水防上注意を要する箇所を確認した(書面開催)。 ・見直した土のうの配備体制方針に基づき、土のうの作成及び材料の調達を計画的に行った。 ・迅速かつ効率的に土のうを作成するため、電動土のう製造機の導入を検討した。	・本年は3年ぶりに水防訓練を所轄消防署と合同で実施した。 ・水防倉庫等に土のう、シベル等の資機材を配備している。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・出水期前点検を行い、適切に維持管理を実施している。 ・現在備蓄している水防資機材の点検をしている。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資器材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)	
⑩水防訓練の充実	・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・消防団及び各水防関係機関の連携を強化し、水防態勢の完全を図る目的で水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。		・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【気象台】 建設局、総務局
		R4年度 ・新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から、感染対策徹底し、来賓や見学者を入らずに本所消防署と向島消防署の合同訓練として実施した。	・本年は3年ぶりに水防訓練を所轄消防署と合同で実施した。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関と連携した訓練を実施した。	東京消防庁・国立市・立川市・昭島市合同総合水防訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。		・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した(建設局)	
⑪水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	・毎年出水期前に区報で水害対策啓発の記事を掲載している。 ・防災フェア等で水害対策の啓発活動をしている。 ・区ホームページや区報等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。 ・引き続き、区報等を通じて啓発活動を実施していく。 ・引き続き、区ホームページや区報等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・資機材の供給や優良消防団員の表彰等を通じて消防団の活動を支援し、さらにホームページや広報誌等を通じて自主防災組織(災害協力隊)等の設立を図っている。 ・引き続き、消防団の活動を支援し、ホームページや広報誌等を通じて自主防災組織(災害協力隊)等の設立を図っていく。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。 ・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・あらゆる機会を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。 ・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。			・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局) ・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局、総務局
		R4年度 ・区ホームページや区報等を通じて、消防団員の募集を行った。また区報にて、水害への備えを周知した。 ・墨田区防災フェアにおいて水害についてのパネルの展示、スライドの上映を行った。	・資機材の供給や優良消防団員の表彰等を通じて消防団の活動を支援し、さらにホームページや広報誌等を通じて自主防災組織(災害協力隊)等の設立を図っている。 ・引き続き、消防団の活動を支援し、ホームページや広報誌等を通じて自主防災組織(災害協力隊)等の設立を図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 ・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。 ・区役所本庁舎で消防団員の募集広報を行っている。			・東京都水防ツイッター等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報を展開していく。(建設局、総務局) ・職員のエール署名や名刺などにURL等を記載し広報を行った。(建設局) ・本所防災館にて水防月間広報を実施した。(建設局)	
⑫水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。	・区の防災体制より確かなものとするため、消防団が実施する事業等に対しその費用を助成している。 ・引き続き、消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化していく。	・消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化している。 ・引き続き、消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化していく。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。 ・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。 ・若い世代を将来の地域防災の担い手として確保するため、大学等と入団促進活動を定例化できるように協議するとともに、消防少年団員についても積極的な入団促進を図っていく。	・水防訓練等の機会を通じて消防団間の連携、協力体制を強化している。 ・引き続き、水防訓練等の機会を通じて消防団間の連携、協力体制を強化していく。			・連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		R4年度 ・消防団運営委員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。	・消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化している。 ・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。 ・若い世代を将来の地域防災の担い手として確保するため、大学等と入団促進活動を定例化できるように協議するとともに、消防少年団員についても積極的な入団促進を図っていく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。 ・若い世代を将来の地域防災の担い手として確保するため、大学等と入団促進活動を定例化できるように協議するとともに、消防少年団員についても積極的な入団促進を図っていく。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、区市町村に向けた周知を検討していく。(建設局)	

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑬災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。	・区内の都管理河川において洪水が想定されている河川はないが、荒川洪水浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認している。 ・洪水時の情報は、FAXや無線等を活用して伝達している。	・災害拠点病院の立地状況を確認し、地域防災計画に位置付けている。 ・引き続き、消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し、必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・引き続き、消防団間の連携、協力体制を強化していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し、必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・引き続き、消防団間の連携、協力体制を強化していく。	・要配慮者利用施設でもある病院に対し、洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討していく必要がある。		・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組 ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。		・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)	
		R4年度 ・災害拠点病院等の施設に設置している区防災行政無線を使用し、定期的に通信訓練を実施した。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討し、浸水想定区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院等に対しては、病院での状況(電気等の確認や患者等の対応)を把握し検討する。 ・引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討する。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようすることが課題である。(各局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	
⑭洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能確保するために必要な対策(耐水化等)について検討する。	・水害時には地下駐車場の出入口及び区役所庁舎1階の出入り口、止水板(防潮板)を設置することとしている。 ・区役所庁舎の地下にある自家発電機の水害時における対応について検討する。	・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 ・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。 ・自家発電機等の耐水化を検討している。 ・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。 ・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・本庁舎については浸水深以上の2階に非常用電源を確保している。 ・小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応を検討している。 ・引き続き、小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応を検討していく。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようすることが課題である。(各局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 全局
		R4年度 ・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)			・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	

3) 氾濫水の排水に関する取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑮排水施設、排水資機材の運用方法及び排水施設等の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。			・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の具体的な取組 ・引き続き、排水ポンプ等の資機材を配備する。	・配備している資機材について定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する。	・排水ポンプ等の資機材を配備する。	・配備している資機材について定期的に点検し、維持管理していく。		・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局、下水道局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	

		R4年度	・排水ポンプ及び排水ポンプ用発電機の整備状況を確認し、適切に維持管理している。 ・可搬式排水ポンプの老朽化に伴い、機器の更新を検討している。	・排水ポンプ等の資機材の整理を行い配備している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。			・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水作業準備計画を作成した。(建設局)	
--	--	------	---	--------------------------	----------------------------	--------------------------------------	--	--	---	--

4)その他の取組
その他の事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木・埋積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。	・年に一度の護岸点検や、地震時の護岸点検等により、河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。 ・希冀に適切な維持管理を実施していく。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。 ・希冀に適切な維持管理を実施していく。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。 ・希冀に適切な維持管理を実施していく。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。 ・希冀に適切な維持管理を実施していく。			・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局) ・希冀に河川整備を進めていく。(建設局) ・希冀に適切な維持管理を実施していく。(建設局)	【区市町村】 特別条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局
④樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。							・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるよう対策済(下水道局) ・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局) ・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) ・円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施。(下水道局)	【東京都】 建設局、下水道局
④水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。							・防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまるとまらごとハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局) ・引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	【東京都】 建設局
④適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報の共有する。							・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局) ・水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局) ・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体へ提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)	【東京都】 住宅政策本部、建設局
④災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参加する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。 ・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。 ・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。 ・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。 ・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。 ・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。	・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局) ・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局	
④災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はないが、DISにて災害情報や避難情報を共有している。 ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。 ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有した。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。 ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。 ・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。 ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。 ・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。 ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、定期通信訓練に参加して取り扱いの習熟に努めている。 ・引き続き本部開設訓練時にDIS取り扱いの習熟に取り組んでいく。		・区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。	・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局) ・引き続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。(総務局) ・DISの操作講習会等の充実を図り、災害時の円滑な情報共有を支援していく。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
④地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。						・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和4年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。 ・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っている。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。 ・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。	【関東地方整備局】	